

1 農山漁村再生可能エネルギー法の趣旨

農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を併せて行うこととすることにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進し、農山漁村の活性化を図るもの

2 概要

1 基本理念

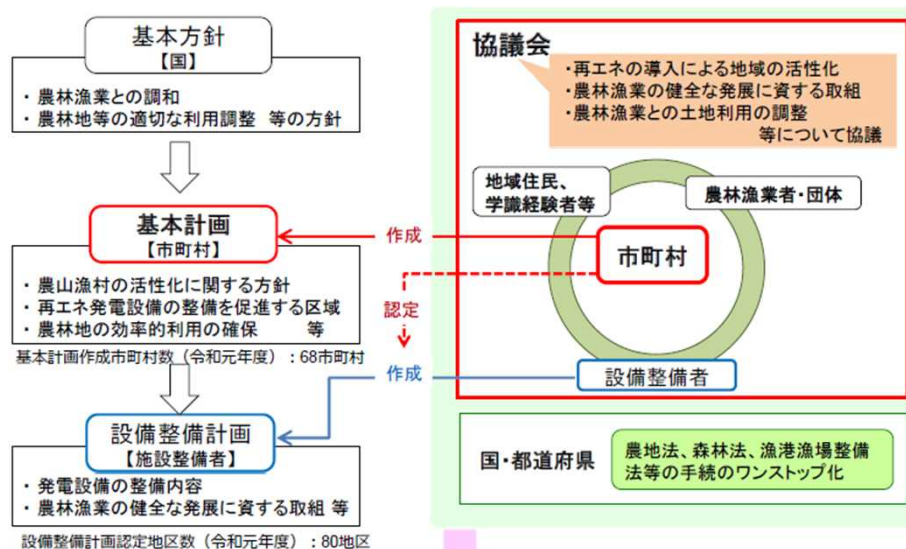
- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、**地域の関係者の相互の密接な連携の下**に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の**農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保**を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネ発電の促進に関する計画制度

3 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置 関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化等

4 その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言



農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

3 活用メリット

- ① 農地法、森林法等に基づく手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進
- ③ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ④ 再生エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ⑥ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）
- ⑧ 「廃熱・未利用熱・営農型等の効率的活用による脱炭素化推進事業」（環境省事業、一部農水省連携）における加点評価

4 県内の活用事例

【能代市林業・再生可能エネルギー共生基本計画（令和7年12月策定）】

- 中国木材(株)が設立した、リージョナルパワーバイオマス発電所におけるバイオマス認定を念頭に置いた計画。
- 中国木材(株)が生産する製材端材や未利用材のチップ等を同発電所が利用することで、中国木材(株)への原木供給事業者の安定的な素材生産活動の維持・促進を図るもの。
- また、間伐材等の山林未利用材を長期的かつ安定的に購入することにより、林業の活性化、森林整備の推進および森林の有する公益的・多面的機能の向上を図るもの。

【大館市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画（令和7年1月策定）】

- 大館バイオ(株)およびタクミ電機工業(株)の両社がそれぞれ実施する木質バイオマス発電所におけるバイオマス認定を念頭に置いた計画。
- 燃料として地域の未利用間伐材等の地域に存する木質チップを納入業者から長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、地域に存するバイオマスの利用拡大につなげるほか、発電事業における雇用の創出・地域の活性化、発電で生じた焼却灰等の活用を図るもの。

- 秋田市における再生可能エネルギーの導入拡大と農林業との共生による地域活性化を目的に「秋田市農山村地域再生可能エネルギー共生協議会」を設立し、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく「秋田市農山村地域再生可能エネルギー基本計画」を策定するもの。

基本計画策定の背景

設備整備事業者

ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

秋田市内（向浜）において木質バイオマス発電を行う事業者であり、県内林業者から調達した県内材（木質チップ）を主な燃料として事業を行っている。



同社の課題等

- 近年、同社発電所において、出力抑制※が頻発していることから当初の予定より発電所の稼働率が減少しており、木質チップの利用量が低調となっている。
- 今後もこのような状況が続くことが想定され、燃料となる木質チップの使用量の減少に伴い、県内林業者の収入減や同バイオマス事業の採算性悪化につながる懸念されるため、同社より、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定と計画認定による優遇措置（出力抑制の回避）を受け、県内木材の利用を促進したいと申し出があったもの。

本市の対応

- 同社は木質チップの調達をとおし、林業や運送業などのサプライチェーン全体に良好な経済効果をもたらしていることに加え、地元人材の雇用など、地域活性化に貢献している。
- 本市が実施する次世代の人材育成事業への協力（施設見学の受入れ等）やさくらファンドへの寄附など、地域貢献にも協力いただいている。



「秋田市農山村地域再生可能エネルギー基本計画」の策定と計画の認定により、

- ①木質チップの利用量が増加することによる林業の活性化
- ②雇用の創出
- ③新たな設備投資の拡大
- ④再生可能エネルギーの供給拡大 など

地域経済の活性化に資すると考えられることから、本計画を策定し、地域と共生した再生可能エネルギー事業を推進していきたいと考えている

今後のスケジュール

令和8年	8月31日	第1回協議会（素案審議）
	10月頃	第2回協議会（内容確定）
	12月	市議会定例会 内容説明 →【施行】
令和9年	1月	U R Eの設備整備計画認定手続き等
	3月	計画認定